

都市計画道路 勾田櫟本線の変更理由書

1. 路線の概要

(都)勾田櫟本線((都)は都市計画道路の略)は、起点を天理市勾田町、終点を天理市檜町とする、標準幅員16m、2車線、延長約4,120mの幹線街路である。

当初、昭和36年に都市計画決定後、起点延伸、ルート変更などが行われ、昭和60年に現在の線形となっている。

このうち、(都)別所丹波市線から終点までの区間は、名阪国道下のボックスを除き現道が無く未整備(2,030m)となっている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

本路線は、天理市の中心部を縦断する幹線道路であるため、自動車の交通機能(通行機能)、まちづくり計画との整合性(市街地形成機能、防火空間機能)の観点から必要である。

一方で、県が決定する(都)豊田櫟本線の部分廃止方針に併せて、(都)豊田櫟本線のうち、勾田櫟本線と接続する部分から終点((都)奈良天理桜井線(国道169号))部を勾田櫟本線に編入することにより、道路ネットワークを確立する。

(2) 変更の内容

(都)勾田櫟本線の終点を(都)豊田櫟本線から(都)奈良天理桜井線に変更

都市計画道路 守目堂線の変更理由書

1. 路線の概要

(都)守目堂線((都)は都市計画道路の略)は、起点を天理市勾田町、終点を天理市田町とする、標準幅員16m、2車線、延長約700mの幹線街路である。

当初、昭和46年に都市計画決定後、番号変更などが行われているが、当初(昭和46年)から現在の線形である。

未整備区間については、(都)奈良天理桜井線(国道169号)から終点までの区間(約310m)で、現道があるものの幅員不足となっている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

本路線は、住宅密集地の補助幹線道路であるため、まちづくり計画との整合性(防火空間機能)の観点から一定の必要性はある。なお、未整備区間を整備する場合には、建物移転等に対する既存コミュニティへの影響を配慮する必要がある。

一方で、近接して(都)奈良天理桜井線や(都)丹波市田線などの都市計画道路がある。(都)奈良天理桜井線から終点までの区間(以下「当該区間」という。)は、それらの道路が整備された場合における地域の道路密度や施設配置等を勘案すると、整備の必要性は低くなる。このことから、防災機能については、他の都市計画道路や生活道路の拡充などで代替可能である。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成22年奈良県)に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

未整備区間((都)奈良天理桜井線-(都)丹波市田線)の廃止

都市計画道路 豊田公園線の変更理由書

1. 路線の概要

(都)豊田公園線((都)は都市計画道路の略)は、起点を天理市三島町、終点を天理市豊田町とする、標準幅員15m、2車線、延長約450mの幹線街路である。

当初、昭和29年に都市計画決定後、3回の都市計画変更が行われている。

全線未整備で、現道があるものの幅員不足となっている。(都)別所丹波市線と交差しており、起点から(都)別所丹波市線までの延長300mの区間と、(都)別所丹波市線から終点までの2区間に分けることができる。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

本路線は、近接地に高校や学生寮が立地するため、歩行者等の交通機能(安全性)の観点から必要である。

一方で、(都)別所丹波市線以北(以下「当該区間」という。)は、片側歩道の道路が整備され、歩車分離による安全性が確保されている。このことから、当該区間の歩行者等の安全性については、現道の活用で代替可能である。

また、本路線の終点は、他の道路ネットワークに接続しておらず自動車の交通機能(通行機能)の観点からは、当該区間の必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成22年奈良県)に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

未整備区間の一部((都)別所丹波市線ー終点)の廃止

都市計画道路 豊井福住線の変更理由書

1. 路線の概要

(都)豊井福住線((都)は都市計画道路の略)は、起点を天理市布留町、終点を天理市豊井町とする、標準幅員12m、2車線、延長約580mの幹線街路である。

当初、昭和36年に都市計画決定後、番号変更などが行われているが、当初(昭和36年)から現在の線形である。

全線未整備で現道はない。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

本路線は、既存集落地内を横断する道路であるため、まちづくり計画との整合性(防火空間機能)の観点から必要である。

一方で、近接地には、集落地内の交通を集約する市道(旧国道25号)がある。

このため、防災機能については、市道(旧国道25号)の活用で代替可能である。

なお、本路線の自動車の交通機能を代替する国道25号((都)木堂萱生線以東)が既に整備されており、計画決定当初からの位置付けが変化していることから、本路線の必要性は無くなっている。

本路線を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成22年奈良県)に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

全線廃止